

# 福島第一原子力発電所

特定原子力施設への指定に際し

東京電力株式会社福島第一原子力発電所に

対して求める措置を講ずべき事項について

の適合性について

(免震重要棟他における管理対象区域図の変更)

2023年5月

東京電力ホールディングス株式会社

本資料においては、福島第一原子力発電所の免震重要棟他における管理対象区域図の変更に関する「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」（平成24年11月7日原子力規制委員会決定）等への適合方針を説明する。

## 目 次

### 1. 特定原子力施設の保安

#### 1. 1 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項・・・・・・・・ 1. 1

# 1 章 特定原子力施設の保安

# 1.1 特定原子力施設の保安のために措置を 講ずべき事項

特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について（平成 24 年 1 月 7 日原子力規制委員会決定）

（以下、「措置を講ずべき事項」という）。

### Ⅲ 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項

放射線管理、放射性廃棄物管理等適切な措置を講じることにより、作業員等の安全を確保すること。

特に、建物内の汚染除去ならびに認可後の当該エリアの表面汚染密度測定、空气中放射性物質濃度測定等の実施事項、区域区分の維持・管理基準を適切に運用することにより、作業員等の安全を確保する。

#### 1. 措置を講ずべき事項への適合性

免震重要棟他における管理対象区域図の変更について、「Ⅲ 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」の放射線管理、放射性廃棄物管理を適切かつ確実な実施を確保し、かつ、作業員及び敷地内外の安全を確保する。

#### 1.1 対応方針

##### 1.1.1 目的と背景

1～4号周辺防護区域出入口への動線変更（図1 緑矢印部参照）のため、免震重要棟入口を汚染のおそれのない管理対象区域から管理対象区域へ変更する。

また、休憩所拡張及び動線変更により、事務本館内の管理対象区域を汚染のおそれのない管理対象区域に変更する（図1 及び図2 参照）。なお、休憩所拡張及び動線変更に伴う管理・運用について関連する実施計画・マニュアル等を表-1 に示す。

現在認可されている管理対象区域図（令和2年8月3日認可：原規規発第2008037号）からの変更を図3に示す。現在は、免震重要棟前第1～第4工区は休憩所及び1～4号周辺防護区域の出入り口として利用しているが、当該申請の認可後、速やかに拡張した事務本館内に引っ越しを実施するとともに、1～4号機出入管理所への動線変更を実施する。このため、認可後は速やかに変更後の区域区分の運用を開始する。

汚染のおそれのない管理対象区域

管理対象区域

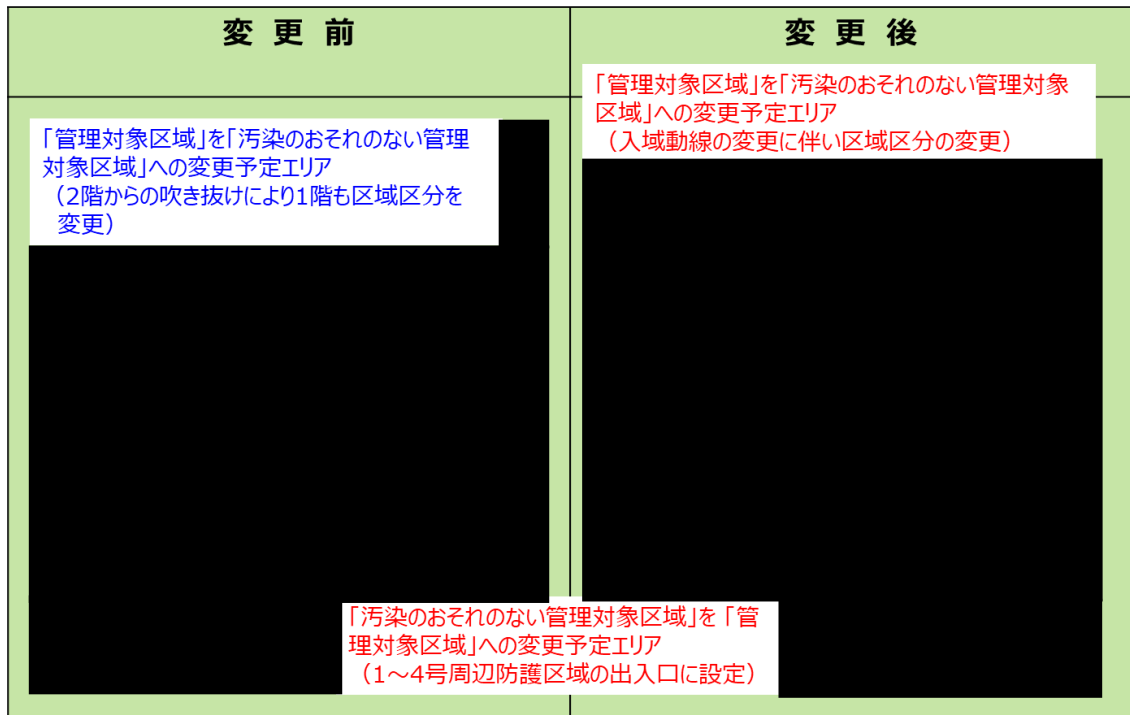
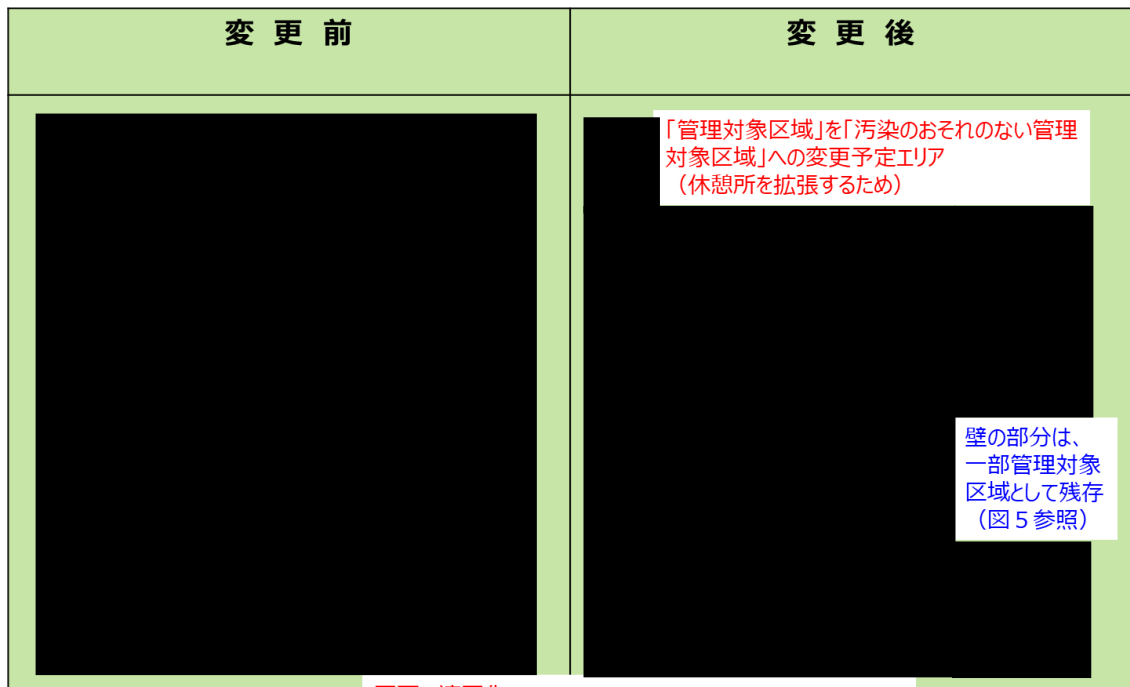




図1 1~4号周辺防護区域出入口等



図面の適正化  
(空間部分も管理対象区域としていたため適正を図る)

図2 休憩所等に変更するエリア

 汚染のおそれのない管理対象区域

 管理対象区域

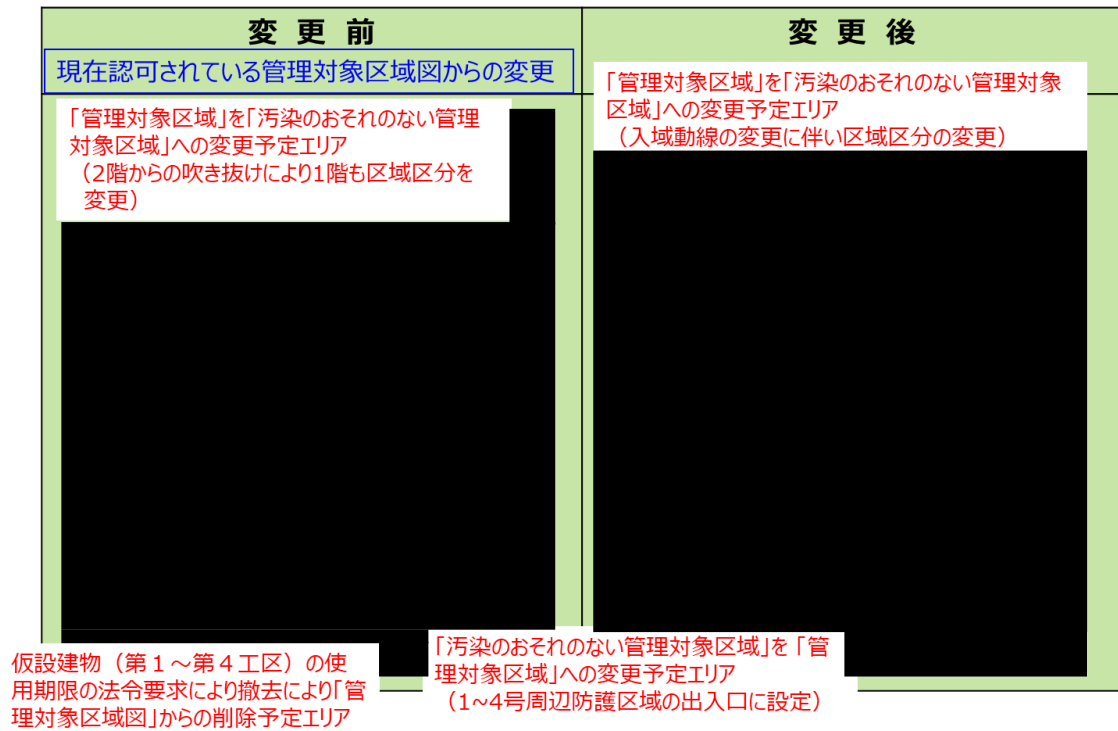


図3 認可前の管理対象区域図からの変更



## 2. 免震重要棟他整備工事において講じる措置

事務本館内の管理対象区域を汚染のおそれのない管理対象区域に変更し、休憩所として利用するため、以下の措置を講じる。

### 2.1 火災に対する設計上の考慮

作業員の休憩所として、事務本館はじめとする既存の建物の改修工事を実施する。建築基準法、消防法等各法令に適合するように火災発生防止、火災検知、消火並びに火災の影響の軽減の方策を適切に組み合わせ火災により施設の安全性を損なわないよう設計し改修工事を行う。

### 2.2 建物内の汚染除去

放射性物質により汚染している床、壁、天井の部材は、建物の躯体のみにするため、すべて撤去する。また、濡れウエス等を利用し、建物の躯体等は、除染を行う。

なお、配管・ケーブル等が敷設されており除染ができない場所については、新たに壁を設置し、管理対象区域と汚染のおそれのない管理対象区域の境界を設定する。作業中、設置後の状況について、図 4-1～6 に示す。

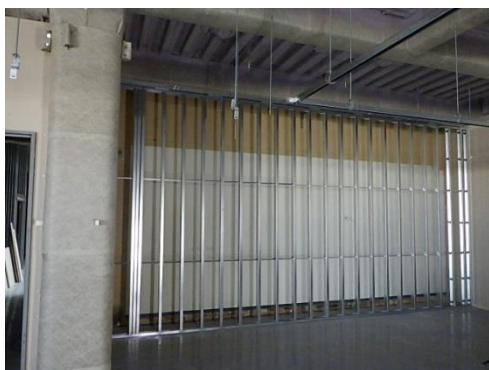


図 4-1 施工中の状況（1）

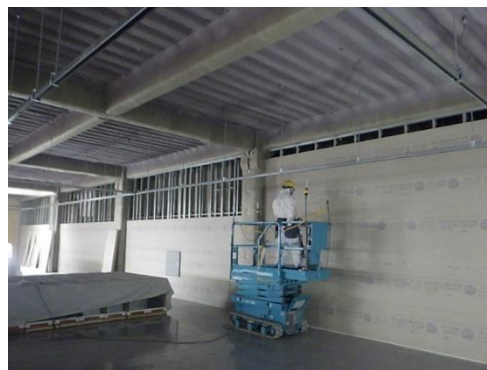


図 4-2 施工中の状況（2）



図 4-3 施工後の状況



図 4-4 壁の内側の状況



図 4-5 施工後の状況（窓側）

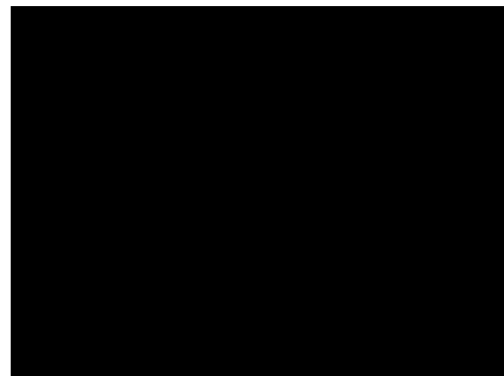


図 4-6 壁の内側の状況（窓側）

### 2.3 粉塵発生の防止

床、壁、天井の部材を撤去する際に舞い上がる粉塵発生を防止するため、湿潤状態にて撤去作業を行う。

### 2.4 作業員の身体汚染防止

免震重要棟他整備工事に従事する作業員は、Y 装備を着用する。ゴム手袋は作業中、こまめな交換を実施する。装備の脱衣は、装備交換所にて脱衣手順に従い脱衣する。1～4 号出入管理所にて身体汚染検査を受ける。

## 2.5 作業エリアの放射線管理

作業の進捗状況に応じて放射線管理員は、作業エリアのサーベイを行いサーベイ結果を掲示するとともに作業前ミーティング時に作業員へ周知する。

## 2.6 新品部材の取り付け時の汚染管理

床、壁、天井に使用する新品部材を扱う作業員は、ゴム手袋のこまめな交換及び靴の履き替えを行い管理対象区域からの放射性物質の持ち込み・新品部材への汚染付着防止を図る。

また、部材ごとのつなぎ目は、管理対象区域からの放射性物質が汚染のおそれのない管理対象区域に流入しないよう施工する。

## 2.7 発生した廃棄物の管理

免震重要棟他整備工事により、床、壁、天井材の部材をすべて剥がすため、放射性廃棄物が発生する。

放射性廃棄物は、計画 3,187m<sup>3</sup>（全て B.G.～0.1mSv/h）と予想した。発生した机等の部材は、解体・切断を施しコンテナへの充填率を上げる減容処理を実施することにより実績総量 2,520m<sup>3</sup>、（B.G.程度：2,322m<sup>3</sup>、B.G.～0.1mSv/h：198m<sup>3</sup>）発生し、構内の一時保管エリアに運搬し管理している。

## 3. 免震重要棟他整備工事完了後に講じる措置

新品部材取り付け後、管理対象区域を汚染のおそれのない管理対象区域に変更し、休憩所として利用するため、以下の措置を講じる。

### 3.1 新品部材取り付け後の作業エリアの放射線管理

新品部材取り付け後の作業エリアは、管理対象区域からの放射性物質の持ち込みを防止するため、ゴム手袋のこまめな交換、靴の履き替えを実施する。当該エリアの表面汚染密度測定、空气中放射性物質濃度測定を行い、実施計画 48 条第 1 項（1）の法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。

法令に定める管理区域に係る値を超えていた場合は、除染の措置を講ずる。

実施計画の条文（抜粋）

#### 第 48 条

放射線防護 GM は、管理区域を除く管理対象区域を次のとおり区分することができる。

- (1) 表面汚染密度及び空气中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理対象区域」という。）

### 3.2 作業エリア内への立ち入り禁止措置

当該エリアは、休憩所として運用を開始するまで、関係者以外が立ち入れないよう立ち入り禁止措置を講じる。

## 4. 認可後の休憩所等の運用管理

### 4.1 汚染のおそれのない管理対象区域の維持管理

実施計画変更申請認可後、事務本館内の拡張エリアを汚染のおそれのない管理対象区域に変更し休憩所として運用開始後は、実施計画第 60 条、表 60-2 に則り汚染のおそれがない管理対象区域が設定されている期間は、毎日 1 回、表面汚染密度測定・空气中放射性物質濃度測定を実施する。測定箇所は定点観測となるが、具体的な測定場所については、今後決定する。

なお、汚染のおそれのない管理対象区域で表面汚染密度・空气中放射性物質濃度が管理区域に係る値を超える場所を確認した場合は、直ちに当該箇所を区画・除染等の措置により管理区域に係る値を超えていないことを確認する。

#### <汚染のおそれのない管理対象区域>

表面汚染密度 : 法令に定める表面汚染密度限度の 1 / 10

空气中放射性物質濃度 : 法令に定める空气中の放射性物質の濃度限度の 1 / 10

線量当量率 : 30  $\mu$  S v / h 以下※ 1

※ 1 : 区域区分を変更し人が参集する休憩所として運用管理するため、維持管理レベルを放射線管理基本マニュアルにて設定している。

#### 実施計画の条文（抜粋）

##### 第 60 条

各プログラム部長及び各GMは、表 60-1 及び表 60-2（第 48 条第 1 項（2）の区域内にある汚染のおそれのない管理対象区域内に限る）に定める管理対象区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については、この限りでない。

表 60-2

場 所	測定項目	所管GM	測定頻度
汚染のおそれのない管理対象区域内	表面汚染密度	放射線防護GM	毎日 1 回 (汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間)
	空气中の放射性物質濃度		

## 第48条

放射線防護GMは、管理区域を除く管理対象区域を次のとおり区分することができる。

(2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域

5. 放射線防護GMは、汚染のおそれのない管理対象区域で表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が管理区域に係る値を超える場所を確認した場合は、直ちに当該箇所を区画、第1項(2)に定める区分に変更する等の応急措置を講じるとともに、除染等の措置により管理区域に係る値を超えていないことを確認する。

### 4.2 管理対象区域の区分変更

管理対象区域を汚染のおそれのない管理対象区域として運用する休憩所は、上記「3.1 汚染のおそれのない管理対象区域の維持管理」を踏まえ、以下の基準を超えていないことを確認し解除を行う(表面汚染密度ならびに空気中放射性物質濃度については、放射線管理基本マニュアルに記載)。

表面汚染密度 :  $4 \text{ Bq} / \text{cm}^2$ 以下 ( $\alpha$ 線を放出しない放射性物質) ※1

空気中放射性物質濃度 :  $2 \text{ E} - 4 \text{ Bq} / \text{cm}^3$ 以下 ※2

※1 : 当該エリアは、 $\alpha$ 線を放出する放射性物質による有意なお汚染のおそれがないことから、 $\alpha$ 線を放出しない放射性物質について確認する。

※2 : 事故当時の発生した放射性降下物の中で最も多く存在する放射性核種が Cs-134、Cs-137 となっているため、内部被ばく評価においても最も寄与する放射性核種となる。そのため、放射線の環境モニタリングにおいては、空気中の放射性物質の濃度限度 (Cs-137 と比較) が低い Cs-134 を代表とすることで、保守的に評価している。

### 4.3 区域区分の境界として新たに設置した壁の管理

配管や電線管等があるため、除染が出来ない壁を図5に示す。一部の壁は、管理対象区域として残存する。当該エリア内での作業は困難であるが、壁に「この先管理対象区域」と表示し、管理する。

なお、配管や電線管等の点検・修理をする場合、点検・修理する範囲を、一時的な管理対象区域に設定し点検・修理を行う。

点検・修理完了後は、表面汚染密度測定、空気中放射性物質濃度測定を行い、「4.2 管理対象区域の区分変更」に則り、一時的に設定した管理対象区域を解除する。

### 4.4 管理対象区域と隣接する場合の措置

汚染のおそれのない管理対象区域と隣接する管理対象区域の入口付近に実施計画第54

条を遵守させるため、注意事項を掲示する。

実施計画の条文（抜粋）

第 48 条

4. 放射線防護GMは、汚染の恐れのない管理対象区域と第1項（2）で定める区域が隣接する場合は、第1項（2）で定める区域への入口付近に注意事項を掲示する。

第 54 条

放射線防護GMは、管理対象区域に出入りする社員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。

（1）出入管理箇所を経由すること。ただし、放射線防護GMの承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。

（2）管理対象区域に立入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって保安総括GMの指示に従う場合は、この限りでない。

（3）管理対象区域に立入る場合は、所定の保護衣及び保護具を着用すること。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ・汚染のおそれのない管理対象区域に立入る場合
- ・放射線防護GMの承認を得て、その指示に従う場合

（4）第50条第1項（3）に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと。

（5）管理対象区域から退出する場合又は管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、第52条第5項又は第52条第6項に基づく放射線防護GMの指示に従う場合は、この限りでない。

（6）放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。

#### 4.5 汚染のおそれのない管理対象区域へ入域する際の実施事項

入退域管理棟より移動し1～4号周辺防護区域出入口へ入域する際は、実施計画第54条第1項(5)にて、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認することを規定しているが、52条第5項に基づき放射線防護GMの指示に従う場合は、除外される。

出入管理箇所から汚染のおそれのない管理対象区域へ直接移動する場合、または、汚染のおそれのない管理対象区域から作業を伴わず汚染のおそれのない管理対象区域へ移動する場合は、放射線管理基本マニュアルの「1.2.5 身体および携行品の汚染検査」に従い身体及び物の汚染検査を省略することができる。

## 実施計画の条文（抜粋）

### 第 54 条

放射線防護GMは、管理対象区域に出入りする社員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。

（５）管理対象区域から退出する場合又は管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、第 5 2 条第 5 項又は第 5 2 条第 6 項に基づく放射線防護GMの指示に従う場合は、この限りでない。

### 第52条

5.放射線防護GMは、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の 1 0 分の 1 を超えないような措置を講じる。

## 放射線管理基本マニュアル（抜粋）

### 1.2.5 身体および携行品の汚染検査

（２）汚染のおそれのない管理対象区域における汚染検査

#### a 汚染のおそれのない管理対象区域の所管GM

汚染のおそれのない管理対象区域を所管するGMは、汚染のおそれのない管理対象区域への移動者に対し脱衣後に身体および携行品の汚染検査を実施し、表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 1 0 分の 1 を超えていないことを確認する。放射線レベルが高い場合は、身体および携行品の汚染検査を実施し、測定場所のバックグラウンドの 3  $\sigma$  を超えていないことを確認する。汚染確認時は放射線防護GMの指示に従い措置等を講ずる。

ただし、出入管理箇所から汚染のおそれのない管理対象区域へ直接移動する場合、または、汚染のおそれのない管理対象区域（1～4号機および集中廃棄物処理建屋周辺の汚染のおそれのない管理対象区域を除く）から作業を伴わず、汚染のおそれのない管理対象区域へ直接移動する場合であって一般作業服の場合は身体および携行品の汚染検査を省略出来る。

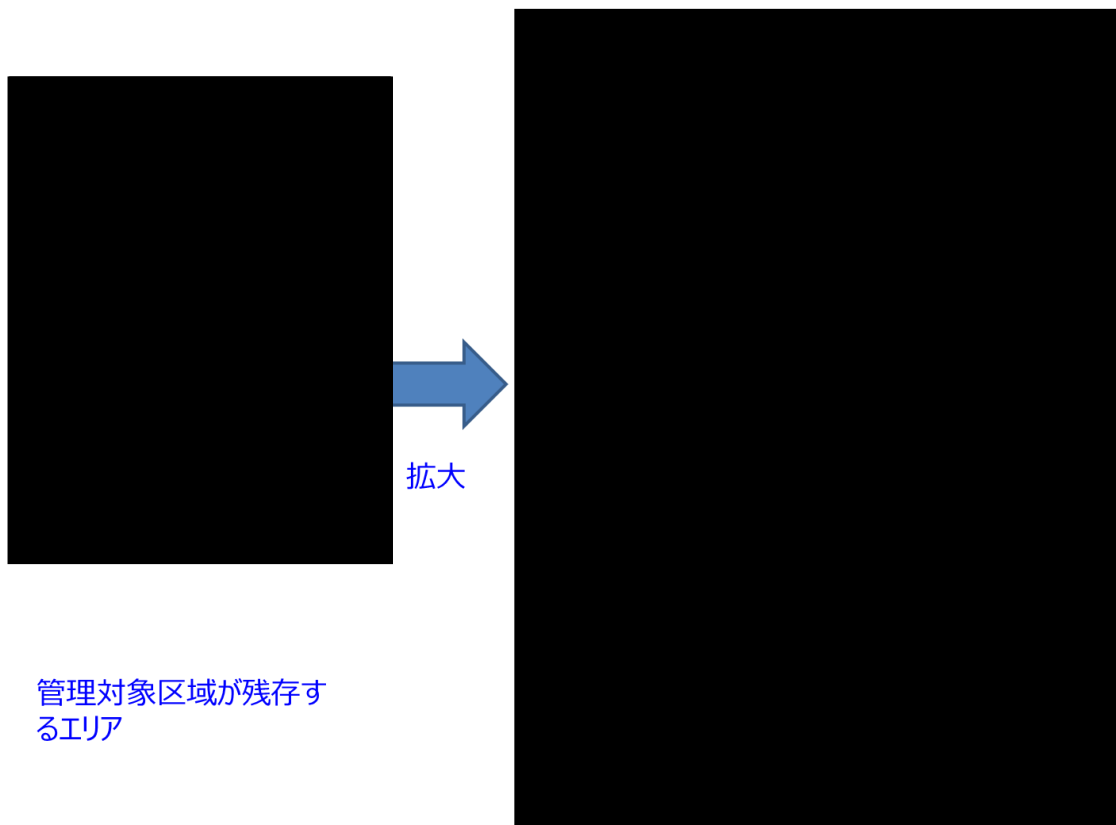


図5 管理対象区域として残存する壁



表-1 実施計画・マニュアル等

	実施計画（抜粋）	放射線管理基本マニュアル（抜粋）	実施内容
48条	放射線防護GMは、管理区域を除く管理対象区域を次のとおり区分することができる。 （１）表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理対象区域」という。）	2.4 管理対象区域の区域管理（実施計画第47条、第48条、第93条、第93条の2関連） 汚染のおそれのない管理対象区域 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域	3.1 新品部材取り付け後の作業エリアの放射線管理 新品部材取り付け後の作業エリアは、管理対象区域からの放射性物質の持ち込みを防止するため、ゴム手袋のこまめな交換、靴の履き替えを実施する。当該エリアの表面汚染密度測定、空气中放射性物質濃度測定を行い、実施計画48条第1項（１）の法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。 法令に定める管理区域に係る値を超えていた場合は、除染の措置を講ずる。
	（２）表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域	2.4 管理対象区域の区域管理（実施計画第47条、第48条、第93条、第93条の2関連） 上記以外の区域 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域、又は、超えるおそれのある区域	4.1 汚染のおそれのない管理対象区域の維持管理 実施計画変更申請認可後、事務本館内の拡張エリアを汚染のおそれのない管理対象区域に変更し休憩所として運用開始後は、実施計画第60条、表60-2に則り汚染のおそれがない管理対象区域が設定されている期間は、毎日1回、表面汚染密度測定・空气中放射性物質濃度測定を実施する。測定箇所は定点観測となるが、具体的な測定場所については、今後決定する。 なお、汚染のおそれのない管理対象区域で表面汚染密度・空气中放射性物質濃度が管理区域に係る値を超える場所を確認した場合は、直ちに当該箇所を区画、除染等の措置により管理区域に係る値を超えていないことを確認する。
	5. 放射線防護GMは、汚染のおそれのない管理対象区域で表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が管理区域に係る値を超える場所を確認した場合は、直ちに当該箇所を区画、第1項（２）に定める区分に変更する等の応急措置を講じるとともに、除染等の措置により管理区域に係る値を超えていないことを確認する。	1.2.1.0 異常時の措置 (2) 汚染のおそれのない管理対象区域の要件を満足しない場合 保安班長は、汚染のおそれのない管理対象区域の要件を満足することができなくなった場合、直ちに汚染のおそれのない管理対象区域としての使用の中断、飲食喫煙禁止の指示を行い、その旨を本部長に報告する。	
	4. 放射線防護GMは、汚染のおそれのない管理対象区域と第1項（２）で定める区域が隣接する場合は、第1項（２）で定める区域への入口付近に注意事項を掲示する。	2.4.2 管理区域を除く管理対象区域の区域管理（実施計画第48条、第93条の2関連） c 注意事項の掲示など 放射線防護GMは汚染のおそれのない管理対象区域の出口に「別図4 管理対象区域に係る注意事項」を掲示する。また、放射線防護GMは汚染のおそれのない管理対象区域の入口に「別図5 汚染のおそれのない管理対象区域に係る注意事項」を掲示する。なお、放射線防護GMは免重要棟等汚染のおそれのない管理対象区域の出口においては、現場出向する社員に対して、電子式個人線量計の着用を確認する。	4.4 管理対象区域と隣接する場合の措置 汚染のおそれのない管理対象区域と隣接する管理対象区域の入口付近に実施計画第54条を遵守させるため、注意事項を掲示する。 4.5 汚染のおそれのない管理対象区域へ入域する際の実施事項 入退域管理棟より移動し1～4号周辺防護区域出入口へ入域する際は、実施計画第54条第1項(5)にて、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認することを規定しているが、52条第5項に基づき放射線防護GMの指示に従う場合は、除外される。 出入管理箇所から汚染のおそれのない管理対象区域へ直接移動する場合、または、汚染のおそれのない管理対象区域から作業を伴わず汚染のおそれのない管理対象区域へ移動する場合は、放射線管理基本マニュアルの「1.2.5 身体および携行品の汚染検査」に従い身体及び物の汚染検査を省略することができる。
52条	5. 放射線防護GMは、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。 6. 放射線防護GMは、放射線レベルが高いため第5項の措置を講じることができない場合、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、スクリーニングレベル※1を超えないような措置を講じる。	-	
54条	放射線防護GMは、管理対象区域に入出りする社員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。 （１）出入管理箇所を経由すること。ただし、放射線防護GMの承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。 （２）管理対象区域に入立る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって保安総括GMの指示に従う場合は、この限りでない。 （３）管理対象区域に入立る場合は、所定の保護衣及び保護具を着用すること。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ・汚染のおそれのない管理対象区域に入立る場合 ・放射線防護GMの承認を得て、その指示に従う場合 （４）第50条第1項（３）に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと。 （５）管理対象区域から退出する場合又は管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、第52条第5項又は第52条第6項に基づく放射線防護GMの指示に従う場合は、この限りでない。 （６）放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。	1.2.5 身体および携行品の汚染検査 (2) 汚染のおそれのない管理対象区域における汚染検査 a 汚染のおそれのない管理対象区域の所管GM 汚染のおそれのない管理対象区域を所管するGMは、汚染のおそれのない管理対象区域への移動者に対し、脱衣後に身体および携行品の汚染検査を実施し、表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 放射線レベルが高い場合は、身体および携行品の汚染検査を実施し、測定場所のバックグラウンドの3σを超えていないことを確認する。汚染確認時は放射線防護GMの指示に従い措置等を講ずる。 ただし、出入管理箇所から汚染のおそれのない管理対象区域へ直接移動する場合、または、汚染のおそれのない管理対象区域（1～4号機および集中廃棄物処理建屋周辺の汚染のおそれのない管理対象区域を除く）から作業を伴わず、汚染のおそれのない管理対象区域へ直接移動する場合であって一般作業服の場合は身体および携行品の汚染検査を省略出来る。	

60条	<p>各プログラム部長及び各GMは、表60-1及び表60-2（第48条第1項（2）の区域内にある汚染のおそれのない管理対象区域内に限る）に定める管理対象区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については、この限りでない。</p>	<p>2.1.1 放射線モニタリング（実施計画第60条、第101条関連）</p> <p>(1) 測定</p> <p>放射線防護GMは、管理対象区域（管理区域含む）における測定を下表の通り実施するか、または汚染のおそれのない管理対象区域を所管するGMへ測定を実施させ、連絡を受けてその結果を確認する。異常が認められた場合は、その原因を調査し、必要な措置を講じる。</p>	<p>4.1 汚染のおそれのない管理対象区域の維持管理</p> <p>実施計画変更申請認可後、事務本館内の拡張エリアを汚染のおそれのない管理対象区域に変更し休憩所として運用開始後は、実施計画第60条、表60-2に則り汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間は、毎日1回、表面汚染密度測定・空气中放射性物質濃度測定を実施する。測定箇所は定点観測となるが、具体的な測定場所については、今後決定する。</p> <p>なお、汚染のおそれのない管理対象区域で表面汚染密度・空气中放射性物質濃度が管理区域に係る値を超える場所を確認した場合は、直ちに当該箇所を区画・除染等の措置により管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指摘事項リスト（まとめ資料へ反映箇所）

2023年5月25日

No.	実施回	指摘事項	回答	反映箇所	ページ番号	回答時期
1	第01回	まとめ資料で14号と書いているが1～4号では？	その通りであるため、修正する。（既に対応済み）	まとめ資料	P.1.3、1.4	2023年4月19日
2	第01回	図2の「壁の部分は一部管理対象区域として残存」とはどういう状態か？写真などで分かるように資料に反映すること。	一部除染しきれない部分があるため、壁を設置し、隔離する。壁で囲った部分については、今後も「管理対象区域」として運用する。状況については、写真を添付する。なお、その運用や状況については説明資料に追記する（反映箇所1.2項）。	まとめ資料	P.1.6、1.7	2023年4月28日
3	第01回	比較表申請において、「汚染の恐れのない管理対象区域」と「そうでない区域」が分からない。凡例など付けること。	説明資料に凡例を付けます。（反映箇所ページ1.4および1.5）。	まとめ資料	P.1.4、1.5	2023年4月28日
4	第01回	点検の際の扱いについて説明をすること	点検・修理時には壁を取り外すことになるため、周囲を管理対象区域に変更します。点検終了後は、休憩所運営維持基準を満足することを確認した後に、汚染のおそれのない管理対象区域に戻しています。この運用ならびに休憩所運営維持基準について、説明資料に反映します。（反映箇所3.3項）	まとめ資料	P.1.10	2023年4月28日
5	第01回	境界の壁についての機密性はどのように担保するのか？	毎日1回ダストを測定し、休憩所運営維持基準を満足していることを確認することで担保します。また、その旨、説明資料に反映します。（反映箇所3.1項）	まとめ資料	P.1.9	2023年4月28日
6	第01回	今回の申請では、管理対象区域の解除はないか？	管理対象区域の解除はありません。	-	-	-
7	第01回	管理対象区域と汚染の恐れのない場合のやることについて、実施計画等の条文を引用し、説明すること	説明資料に反映します。（反映箇所3.1～3.3項）	まとめ資料	P.1.9、P.1.10	2023年4月28日
8	第01回	実施計画に汚染レベルごとに記載している理由について説明すること。法令上は管理区域のこことしか書いていない。一方で、保安規定の審査基準の中で、管理区域について汚染のあるものないものを記載することとなっている。このことから、実施計画に持ってきているという認識しているが正しいか？	その認識です。（その結果を、実施計画の48条、49条に記載しています。）	-	-	-
9	第01回	解除するとき何を確かめるかをはっきりさせてほしい。解除する条件はどこに書いてあるのか、何をすれば、解除できて、維持できるのかについてを記載してほしい。	説明資料に反映します。（反映箇所3.1および3.2）	まとめ資料	P.1.9、P.1.10	2023年4月28日
10	第01回	今回設置した壁のように、管理対象区域と汚染の恐れのない区域が隣接する場合は、表示などするようになっているが、どのような対応をするか、記載すること	説明資料に反映します。（反映箇所3.3項）	まとめ資料	P.1.10	2023年4月28日
11	第01回	具体的な対応として、実施計画で関連するところをリストアップし、解除要件と維持する方法を整理して書いてほしい。	説明資料に反映します。（反映箇所3.1項および3.2項）	まとめ資料	P.1.9、P.1.10	2023年4月28日
12	第01回	説明資料の図1および図2の変更前から変更後は、途中の運用を挟まずに直接変更となるのか？	変更前から変更後に直接移行する。変更時期は、認可後速やかに行います。なお、説明資料に反映します。（反映箇所1.1.1）	まとめ資料	P.1.3	2023年4月28日
13	第01回	今回の変更理由は、動線変更並びに休憩所の拡張のため区域区分を変更するのではないのか？	その通りです。説明資料を修正します。（反映箇所1.1.1項）	まとめ資料	P.1.3	2023年4月28日
14	第01回	休憩所の維持基準を、どのように値を決めたのか。その考え方を追記すること、その際、マニュアルで定められているものについては、コメ印等で記載すること。	説明資料を修正します。（反映箇所3.1、3.2項）	まとめ資料	P.1.9、P.1.10	2023年4月28日
15	第01回	廃棄物について適切に管理すると書いてあったが、発生した廃棄物の線量率・物量・管理方法を記載すること。	説明資料を修正します。（反映箇所1.7項）	まとめ資料	P.1.8	2023年4月28日
16	第01回	措置を講ずべきについて、今回の申請においては、安全設備の追加がないため、対象となるのは2章14の④ではなく3章が適切と考える。資料の修正をすること。	資料を修正します。（反映箇所：①措置を講ずべき事項の該当項目の整理の該当項目、②まとめ資料項目ⅡからⅢに変更）	・措置を講ずべき事項の該当項目の整理 ・まとめ資料	P.1.6	2023年4月28日
17	第01回	隔離している幅はどの程度か、また、どのような点検するのか説明すること。	隔離した部分の幅は、60～90cm程度。壁を含め、定期的な点検は計画していない。	-	-	-

No.	実施回	指摘事項	回答	反映箇所	ページ番号	回答時期
18	第02回	今回の案件は、新たな建物・設備を設置するものではなく、整備する既存設備についても安全設備に該当しないため「I 全体工程及びリスク評価について講ずべき事項」には該当しないと思われる。 また、「I 全体工程及びリスク評価について講ずべき事項」の記載内容についても見直すこと。	「措置を講ずべき事項の該当項目の整理」ならびにまとめ資料のI章の章立て並びに記載内容(III章への記載箇所移動含む)を修正します。	・措置を講ずべき事項の該当項目の整理 ・まとめ資料	P.1.3	2023年5月25日
19	第02回	P1.3の「I.1. 処置を講ずべき事項への適合性」については、「III特定原子力施設の保安のために処置を講ずべき事項」に移すとともに、「放射線管理について」確実に実施することが分かるように記載を見直すこと。	説明資料に反映します。(反映箇所1項)	まとめ資料	P.1.3	2023年5月25日
20	第02回	P1.3の「1.1.1目的と背景」に記載のある「動線変更」について、図1にわかりやすく記載し、そこを読み込むなど、わかりやすくすること。	説明資料に反映します。(反映箇所1.1.1項、図1)	まとめ資料	P.1.3、1.4	2023年5月25日
21	第02回	P1.3の「1.1.1目的と背景」の第2段落と第3段落の間に、今回の変更で新たに管理対象区域・汚染のおそれのない管理対象区域に変更になった箇所についての運用管理について、実施計画上のどこに基づいて管理するのか、明確にすること。	説明資料に反映します。(反映箇所1.1.1項、表1)	まとめ資料	P.1.3、1.14、1.15	2023年5月25日
22	第02回	P1.3の「1.1.1目的と背景」の第3段落については、現在の運用が図3であることを明確にするとともに、前回の認可で申請されている変更部分を含めて、今回の認可後速やかに運用を開始する旨記載すること。また、前回認可された時期についても明確に記載すること。	説明資料に反映します。(反映箇所1.1.1項、図3)	まとめ資料	P.1.3、1.5	2023年5月25日
23	第02回	今回の管理対象区域の区分変更に際し、設備の移動はあるのか？	今回の管理対象区域の区分変更に際し、設備の移動はありません。	-	-	2023年5月25日
24	第02回	施工後の写真があるが、今回区分変更するエリアの整備工事は完了しているのか？	完了している。	-	-	2023年5月25日
25	第02回	「1.5作業得るあの放射線管理」に記載のある「TBMKY」について、一般の方が分かるように記載を修正すること。	「TBMKY」は「ツールボックスミーティング、危険予知」のことで、作業を安全に進めるために、作業前に作業内容の確認、作業の中に潜むリスクについて検討・議論するもの。分かりやすく「作業前ミーティング」に修正します。(反映箇所2.5項)	まとめ資料	P.1.8	2023年5月25日
26	第02回	「1.7発生した廃棄物の管理」に記載のある「減容処理」とはどのようなものか？現在設置を進めている減容処理設備による減容のことか？	机などを解体・切断などにより、コンテナへの充填率を上げ、発生する廃棄物を入れるコンテナ数を少なくしたこと。誤解が生じないような記載に修正します。(反映箇所2.7項)	まとめ資料	P.1.8	2023年5月25日
27	第02回	「3.1汚染のおそれのない管理対象区域の維持管理」に頻度については毎日1回とあるが、測定場所についてはどうなっているか？	場所については、定点観測にはなるが、具体的な場所は今後決めることになる。(反映箇所4.1項)	まとめ資料	P.1.9	2023年5月25日
28	第02回	「3.1汚染のおそれのない管理対象区域の維持管理」の空气中放射性物質濃度について、表面汚染密度のように「何々の1/10」とはならないのか？	表記に誤りがありましたので、修正します。(反映箇所4.1項)	まとめ資料	P.1.9	2023年5月25日
29	第02回	「3.1汚染のおそれのない管理対象区域の維持管理」に空間線量率は入らなくて良いのか？実施計画に記載がなくても、東京電力の休憩所の管理上(目安であっても)定めているのであれば、休憩所での被ばく線量低減の目的のためにも記載すべきでは？	何で定められているのか、出典を含め記載します。また、空間線量率について、実施計画では定めていないものの社内マニュアル棟で定めている理由についても付記します。(反映箇所4.1項)	まとめ資料	P.1.9	2023年5月25日
30	第02回	「3.2管理対象区域の解除」とあるが、今回の変更は「区分の変更」であって「区域の変更」ではないのでは？	その通りですので、「3.2管理対象区域の区分変更」に修正します。また、他にも「区域変更」となっている記載については、「区分変更」に修正します。(反映箇所4.2項)	まとめ資料	P.1.10	2023年5月25日
31	第02回	「3.2管理対象区域の解除」の区分変更の基準値については、根拠、前提を明確にすること。その際、「5号機取水口周りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う管理対象区域変更」のまとめ資料を参考にすること。	説明資料に反映します。(反映箇所4.2、4.3項)	まとめ資料	P.1.10	2023年5月25日
32	第02回	管理対象区域と汚染のおそれのない管理対象区域の境界の管理について、実施計画で定めている条文を含め、明記すること。	説明資料に反映します。(反映箇所4.4、4.5項、表1)	まとめ資料	P.1.10、1.11、1.12、1.13、1.14、1.15	2023年5月25日
33	第02回	新たに設置した壁に関する管理だけでなく、管理対象区域と汚染のおそれのない管理対象区域を移動する際の管理について記載すること。また、実態として、入退管理等から1~4号機出入管理所に入る際、サーベイを行っていないが、実施計画・マニュアル上どのような解釈に基づくものか、明確にすること。	説明資料に反映します。(反映箇所4.5項、表1)	まとめ資料	P.1.10、1.11、1.12、1.13、1.14、1.15	2023年5月25日
34	第02回	(全体) 管理対象区域の区分変更、異なる区分間での移動、運用上の管理に関して、実施計画で定められている条文等を明記すること。	説明資料に反映します。(反映箇所表1)	まとめ資料	P.1.14、1.15	2023年5月25日
35						
36						

## 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』 該当項目の整理表 (案件：免震重要棟他における管理対象区域図の変更について)

目次	該当項目	理由
I 全体工程及びリスク評価について講ずべき事項	-	免震重要棟他における管理対象区域図の変更は、新たに建物・設備を設置するものではないこと、また、整備する建物についても、安全機能を有する設備に該当しないため。
II 設計、設備について措置を講ずべき事項		
1 原子炉等の監視	-	免震重要棟他における管理対象区域図の変更は、RPV/PCV/SFP内の使用済み燃料等の監視に関する内容ではないため。
2 残留熱の除去	-	免震重要棟他における管理対象区域図の変更は、RPV/PCV内の燃料デブリ、SFP内の燃料体の残留熱除去に関する内容ではないため。
3 原子炉格納施設雰囲気等の監視等	-	免震重要棟他における管理対象区域図の変更は、PCV内の気体の監視等に関する内容ではないため。
4 不活性雰囲気等の維持	-	免震重要棟他における管理対象区域図の変更は、RPV/PCV内の可燃性ガスに関する内容ではないため。
5 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理	-	免震重要棟他における管理対象区域図の変更は、燃料の適切な貯蔵・管理に関する内容ではないため。
6 電源の確保	-	免震重要棟他における管理対象区域図の変更は、新たに建物、設備を設置するものではないため。
7 電源喪失に対する設計上の考慮	-	免震重要棟他における管理対象区域図の変更は、全交流電源喪失時のRPV/PCV内やSFPへの冷却を確保し、かつ復旧するための手段ではないため。
8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理	-	免震重要棟他における管理対象区域図の変更によって、事務本館の整備により放射性固体廃棄物が発生するが処理・保管等に影響を及ぼさないため。
9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理	-	免震重要棟他における管理対象区域図の変更は、放射性液体廃棄物の処理等に関するものではないため。
10 放射性気体廃棄物の処理・管理	-	免震重要棟他における管理対象区域図の変更は、放射性気体廃棄物の処理等に関するものではないため。
11 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等	-	免震重要棟他における管理対象区域図の変更によって、敷地境界における実効線量の影響有無を確認する必要がないため。
12 作業員の被ばく線量の管理等	-	免震重要棟他における管理対象区域図の変更によって、作業員の被ばく線量の管理等を実施しないため。
13 緊急時対策	-	免震重要棟他における管理対象区域図の変更及び運用時において、緊急時の通信連絡手段や安全避難通路等が問題ないことを説明する必要がないため。
14 設計上の考慮	-	
① 準拠規格及び基準	-	免震重要棟他における管理対象区域図の変更は、安全機能を有する設備に該当しないため。
② 自然現象に対する設計上の考慮	-	免震重要棟他における管理対象区域図の変更は、安全機能を有する設備に該当しないため。
③ 外部人為事象に対する設計上の考慮	-	免震重要棟他における管理対象区域図の変更は、安全機能を有する設備に該当しないため。
④ 火災に対する設計上の考慮	-	免震重要棟他における管理対象区域図の変更は、安全機能を有する設備に該当しないため。
⑤ 環境条件に対する設計上の考慮	-	免震重要棟他における管理対象区域図の変更は、安全機能を有する設備に該当しないため。
⑥ 共用に対する設計上の考慮	-	免震重要棟他における管理対象区域図の変更は、複数の施設間で共有しないため。
⑦ 運転員操作に対する設計上の考慮	-	免震重要棟他における管理対象区域図の変更は、運転員の誤操作を防止する適切な措置を講じる必要がないため。
⑧ 信頼性に対する設計上の考慮	-	免震重要棟他における管理対象区域図の変更は、信頼性に対する設計に影響しないため。
⑨ 検査可能性に対する設計上の考慮	-	免震重要棟他における管理対象区域図の変更は、安全機能検査に対する設計に影響しないため。
15 その他措置を講ずべき事項	-	その他措置を講ずべき事項はないため。
III 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項	○	放射線管理、放射性廃棄物管理等適切な処置を講じることにより、作業員等の安全を確保するため。
IV 特定核燃料物質の防護	-	本申請とは別申請で対応するため。
V 燃料デブリの取出し・廃炉のために措置を講ずべき事項	-	燃料デブリの取り出しやそれに関連した措置に非該当であるため。
VI 実施計画を策定するにあたり考慮すべき事項	-	本申請は、新規に実施計画の変更認可申請を行うことから1～3に非該当出有るため。 1. 法67条第1項の規定に基づく報告の徴収に従って報告している計画等 2. 原子力安全・保安院からの指示に従い、報告した計画等 3. 法の規定に基づき認可を受けている規定等
VII 実施計画の実施に関する理解促進	-	本申請によって、理解促進に関する取り組みに変更はないため。
VIII 実施計画に係る検査の受検	-	本申請によって、検査受検の考え方に変更はないため。